

# 「学校いじめ防止基本方針」

笛吹市立浅川中学校

## 1・いじめ問題に関わる基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめほどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。全ての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係の構築と、豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月29日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関わる基本的な方針を策定した。

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 2. いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考え方は認められない。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方にも関わりを有している。
- (9) いじめは、学校・家庭・社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2・いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「いじめ対策委員会」（仮称）を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### ①「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、養護教諭、教育相談担当教諭、該当学級担任、及びスクールカウンセラーなど

### ②「拡大いじめ対策委員会の構成員」

上記「いじめ対策委員会」に加えて、生徒指導主事、該当学年主任、該当学年生徒指導担当、S  
SWや児童相談所などの外部機関など

### ③「いじめ対策職員会議」の構成員

浅川中全職員

### ④いじめ対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめに関わる情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに関わる情報があった場合は緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の方針の決定と保護者との連携と対応を行う。
- ・定例の「いじめ対策委員会」は週1回開催を基本とするが、緊急事態発生の場合はこの限りではない。

## 3・未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」（民主的な学級学校づくり・ダメなことをダメと言え）を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、生徒理解に基づいた、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる学校づくりを進めていくことである。

全ての生徒が活動できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すことにより、トラブルが発生しても、それが「いじめ」へとエスカレートすることがなくなるものと考ええる。

「居場所づくり」、「絆づくり」を考慮しながら学校づくりを進め、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信や責任を育て、互いを高めあえる人間関係を作り出していく。

## 4・早期発見の取り組み

早期発見が、いじめの早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように留意する。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、

実態把握に取り組む。

また、生徒に関わる情報を教職員間で共有し、保護者とも連携して情報の収集に努める。

#### 【未然防止・早期発見の手立て】

- ①アンケート調査（基本的に1・2学期末に実施予定）
- ②生活ノート（デイリーライフ）の活用（担任）
- ③個人面談
- ④教育相談
- ⑤保健室・養護教諭面談
- ⑥本人からの相談
- ⑦周りの友だちからの相談
- ⑧保護者からの相談
- ⑨地域の方からの情報

## 5・いじめへの対処

### 1. 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### 2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき、と認められる場合は、学校の設置者（笛吹市）と連絡を取り、所轄警察署と相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、学校の設置者と連絡を取り合いながら、必要な対応を行う。

### 3. いじめられた生徒またはその保護者への支援

被害生徒から事実の聴取を行う。その際「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるように留意する。生徒の個人情報などプライバシーには十分留意する。家庭訪問等により、速やかに保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、被害生徒の安全確保に努める。

被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族など）と連携し、被害生徒に寄り添い支える体制を作る。被害生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用して、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

被害生徒が心の傷を負って心理的に追い詰められている場合、スクールカウンセラーや教育相談担当、養護教諭が被害生徒の心が安定するまで関わりを持って見守っていくように配慮していく。

解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聞き取りやアンケートなどにより判明した情報を適切に提供する。

### 4. いじめた生徒への指導並びにその保護者への助言

加害生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発の措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡をする。事実に対する保護者の理解や納得を

得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に伝えるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害生徒への指導に当たっては、「いじめは人を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為」であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、該当生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行って いく。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。懲戒を加える際には、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### 5. いじめが起きた集団（学級・学年・部活動等）への働きかけ。

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせる。たとえ、いじめを止めることができなくても誰かに知らせる勇気を持つように話す。また、囃し立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。各集団で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない行為であって、根絶しようとする態度」を行き渡らせるようにする。

加害生徒と被害生徒、その他の生徒たちの関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことがいじめの解決だと考える。全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進めていくことが大切である。

#### 6. ネット上のいじめへの適切な対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置をとる。こうした措置をとるにあたって必要に応じて警察の協力を求める。また重大な被害が生じる虞があるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

早期発見の観点から教育委員会と連携し、「学校ネットパトロール」を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

学校における情報モラル教育を進めると共に、保護者においても理解を求めていくことが必要である。

##### 具体的な流れ

- ①被害生徒本人・家庭・発見者からの相談。
- ②被害生徒と一番身近な教員（担任）による聞き取り。
- ③裏付けをとるために周辺生徒や関係者からの聞き取り。
- ④聞き取った内容を基にした、加害生徒からの聞き取り。
- ⑤双方の保護者へ聞き取り内容と指導経過を報告。
- ⑥被害生徒及び保護者の意向を尊重しながら、次なる対応を検討する（責任・謝罪等）。
- ⑦被害生徒・加害生徒、双方への今後の生活の支援。

#### 7. 重大な事態の場合

##### ◎重大な事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・生徒が自殺した場合
  - ・生徒に希死念慮の状態が見られる場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合 など

②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないようにする。

③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

#### ☆対応の仕方

- ・市教委(市当局)に報告し指導を受ける。
  - ・被害生徒の身に危険がある場合は所轄警察署にも通報する。また、家庭での保護が困難な場合には児童相談所に通報し、生徒を一時保護するよう依頼する。
  - ・その場合、市が設置した調査機関(第三者委員会)が再調査を行う。

## 6・その他の留意事項

### 1. 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員による一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」(仮称「いじめ対策委員会」)で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするために、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図っていく。

### 2. 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う(スクールカウンセラーからカウンセリングの手法を演習を交えて全教職員が学ぶ場を設置する)。

### 3. 校務の効率化

生徒と向き合う時間を確保するために学校長は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整える等、校務の効率化を図る。

### 4. 学校評価と職員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるように、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの問題に関する目標設定や、目標への対応状況を評価する。この際、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等がされるように留意する。

### 5. 地域・家庭との連携

家庭訪問、学校通信、学年通信、学級通信、等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。学校やPTA、八芦境教育協議会等の地域の関係団体がいじめの問題について協議する機会を設けたり、啓発活動を行ったりするなど地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が生徒の悩みや相談

を受け止めやすくすることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携し共に動けるようにする。

## 7. いじめ防止年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。

年度当初に年間計画を確認しあうとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会組織づくり	PTA総会 学年・学級懇談会等で啓発			校内研修 教育相談の 演習	いじめ対策委員会
		事案発生の場合	場合は	緊急対応会議	の開催	
防止対策	学級づくり 人間関係構築 生徒総会 いじめ撲滅スローガン	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築 ネット犯罪防止 教室	学級づくり 人間関係構築 いじめ防止集会	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築
早期発見	教育相談	教育相談	いじめアンケートの実施 教育相談	職員アンケート (学校評価) 教育相談	教育相談	教育相談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議						いじめ対策委員会
		事案発生の場合	場合は	緊急対応会議	の開催	
防止対策	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築	学級づくり 人間関係構築
早期発見		いじめアンケートの実施 教育相談	教育相談	教育相談	保護者アンケート (学校評価) 教育相談	教育相談